

障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱

第 1 目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第 2 事業の内容

本事業は、障害者の就業・生活支援を行う団体に委託して、就職を希望する障害者、離職した障害者及び在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う事業である。

- 1 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。
- 2 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。
- 3 障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること。
- 4 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、当事者団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ること。

第 3 支援担当者の配置

本事業を受託した法人は、運営するセンターに上記第 2 の業務を担当する者として、下記第 4 の委託先の要件に応じて、主任就業支援担当者及び就業支援担当者又は、就業支援担当者のみを配置するものとする。

第 4 委託先の要件

本事業は、一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、以下の基準に照らして本事業の委託先として相応しいと認められるものに対して委託して実施する。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条に基づき、センターとして指定されているか又は指定される見込みがあること。
- 2 定款又は寄付行為において、上記第 2 に掲げる業務を実施することが規定されていること。
- 3 事業を実施する地域における障害者の数等に鑑みて、本事業による支援の対象となる障害者（以下「支援対象障害者」という。）を継続して確保できる見通しがあること。
- 4 事業を実施する地域（小規模センター（就業支援担当者のみを配置するセンターをいう。以下同じ。）においては当該地域に隣接する地域を含む。）において、支援の対象となる障害者との信頼関係の形成、障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等においてかかる訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- 5 事業を実施する地域における関係機関との関係が良好であり、円滑な連携を図ることが可能であると認められること。
- 6 上記第 2 の業務の実施（実施体制を含む）に係る計画が適切であること。
- 7 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- 8 障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去 3 年間で、通常センター（主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置するセンターをいう。以下同じ。）においては 10 名以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては 5 名以上であるか、又はこれに準ずるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者で就職した者の数が当該受託期間 1 年間当たり、通常センターにおいては 10 名以上であるか、又は今後 1 年間に於いて 10 名以上確実に見込めること、小規模センターにおいては 5 名以上であるか、又は今後 1 年間に於いて 5 名以上確実に見込めること。
 - (2) 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去 3 年間で、通常センターにおいては 20 件以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては 10 件以上であるか、又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあつせんが当該受託期間 1 年間当たり、通常センターにおいては 20 件以上であるか、又は今後 1 年間に於いて 20 件以上確実に見込めるものであること、小規模センターにおいては 10 件以上であるか、又は今後 1 年間に於いて 10 件以上を確実に見込めるものであること。
 - (3) 現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との

調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

- 9 地元自治体の関与があること。
- 10 当該法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、法第 43 条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることその他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来す者でないこと。
- 11 公益法人にあつては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の 3 分の 2 を下回る見込みであること。
- 12 上記各要件を満たすものとして、都道府県知事の推薦があること。

第 5 都道府県知事の推薦

本事業の受託者を推薦する場合には、都道府県知事は、以下の資料を添えて、都道府県労働局長あて推薦するものとする。

- (1) 当該法人の定款又は寄付行為
- (2) 当該法人の受託することとなる事業年度に係る収支予算書及び事業計画書、並びにその前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (3) 上記第 4 の 1 から 11 の各基準への該当状況に関する都道府県知事の意見（当該意見の理由、根拠となるデータを含む）

第 6 委託契約

都道府県労働局長は、都道府県知事から上記第 4 の推薦があつたときには、管下の公共職業安定所、地域障害者職業センター等との連携の見通しその他当該地域における職業リハビリテーションの状況を踏まえ、当該法人が本事業の委託先として相応しいと認められる場合、予算の範囲内において、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託要綱」に基づき委託契約を締結するものとする。

第 7 その他

上記のほか、本事業の実施のため必要な手続きその他の事項は、別途定めるものとする。